

## IV 地域福祉課の事業概要

### <地域福祉に関すること>

地域社会の福祉増進を図るため、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱事務、児童・高齢者・障害者福祉、母子父子寡婦福祉資金の貸付、配偶者暴力相談支援、戦傷病者・遺族援護、中核地域生活支援センター活動支援、生活保護業務を行っている。

### 1 福祉関係事業

#### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和 3 年度	3 4 7	3 1 1	3 1	3 4 2	1 3 8	2 0 4
令和 4 年度	3 4 7	3 1 2	3 4	3 4 6	1 3 9	2 0 7
令和 5 年度	3 5 1	3 1 0	3 2	3 4 2	1 3 7	2 0 5
館山市	1 1 2	9 6	8	1 0 4	4 2	6 2
鴨川市	7 8	7 0	8	7 8	4 3	3 5
南房総市	1 3 5	1 2 0	1 4	1 3 4	4 2	9 2
鋸南町	2 6	2 4	2	2 6	1 1	1 5

#### (2) 行旅病人及び行旅死亡人

##### ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

##### イ 管内の取扱状況

過去 3 年間該当なし。

### (3) 児童福祉

児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給するほか、家庭相談員を配置し、児童及び家庭問題の相談にあたりとともに児童の健全育成推進を図っている。

#### ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

#### (ア) 児童扶養手当受給者数

表 1 - (3) - ア - (ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数 (人)	受給資格認定件数 (件)
令和 3 年度	4 5	7
令和 4 年度	3 1	1
令和 5 年度	3 0	7
鋸南町	3 0	7

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別 (単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和3年度	38	1	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	45
令和4年度	24	1	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	31
令和5年度	22	1	3	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	30

イ 特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和3年度	142	26	10	56	52	1	-	83	62
令和4年度	140	23	9	57	52	2	-	82	61
令和5年度	138	19	7	57	58	2	-	78	65
館山市	54	2	3	23	29	-	-	25	32
鴨川市	48	10	1	18	20	-	-	28	21
南房総市	31	5	3	15	6	2	-	22	9
鋸南町	5	2	0	1	3	-	-	3	3

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和3年度	—	—	7,680	—	—	—	—	—	—	—	230	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	4,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
館山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鴨川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南房総市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鋸南町	—	—	4,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
館山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が専門的な立場から学校、家庭における児童養育等について相談に応じている。

表 1 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	6
令和3年度	404	380	15	9	208	109	27	51	9	中学生	6
令和4年度	351	315	18	18	225	56	30	30	10	高校生	0
令和5年度	339	318	14	7	230	88	1	18	2	その他	6

(6) 高齢者福祉

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳高齢者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和3年度	83	10	73
令和4年度	97	18	79
令和5年度	111	18	93
館山市	39	7	32
鴨川市	22	3	19
南房総市	42	7	35
鋸南町	8	1	7

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、老人福祉施設入所者法外援護給付金の支給及び百歳者に対する記念品の贈呈等を行っている。

表 1 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和3年度	16人	834,900
令和4年度	15人	757,200
令和5年度	14人	723,800

(7) 障害者福祉

重度知的障害及び身体障害のため日常生活において常時介護を要する児・者へ手当の支給や市町が給付する日常生活用具取付経費の補助を行っている。

また、障害のある人への差別に関する相談に応じる他、障害者差別に関する啓発活動を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 1 - (7) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和3年度	128	6,413,975	-	-
令和4年度	130	6,535,075	1	51,900
令和5年度	132	6,431,275	-	-
館山市	50	2,439,300	-	-
鴨川市	23	1,098,550	-	-
南房総市	49	2,383,075	-	-
鋸南町	10	510,350	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者に給付する日常生活用具の取付けに必要な経費を助成している。

表 1 - (7) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和3年度	-		-
令和4年度	-		-
令和5年度	1	移動・移乗支援用具	14,850
館山市	-		-
鴨川市	-		-
南房総市	1		14,850
鋸南町	-		-



ウ 障害者差別相談事業

誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための条例の制定に伴い、健康福祉センター内に専用電話を設け広域専門指導員が相談に応じ、併せて条例周知や啓発活動を行っている。

表 1 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和3年度	6	54	17	2	0	30	5	0	2	29	20	64
令和4年度	8	76	31	2	3	34	6	0	1	11	32	186
令和5年度	2	41	3	2	1	30	5	0	0	0	46	211

エ 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護等の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を行う地域相談員を委嘱している。

表 1 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和3年度	9	5	16	30	16	14
令和4年度	9	5	16	30	16	14
令和5年度	9	5	13	27	13	14
館山市	4	2	7	13	7	6
鴨川市	3	1	1	5	2	3
南房総市	2	2	5	9	4	5
鋸南町	0	0	0	0	0	0

オ 地域相談員等研修会

委嘱した地域相談員や市町村の障害福祉関係者等に対して研修会を開催している。

表 1 - ( 7 ) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内 容
令和 6 年 2 月 14 日	地域相談員 15 名、 関係機関 6 名	<ul style="list-style-type: none"><li>・講演：障害者差別解消法と障害のある人への配慮</li><li>・行政説明：条例相談受付状況について</li><li>・グループワーク：事例検討</li></ul>

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者の相談を受け、必要な助言・指導を行っている。

表1-(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分 年度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和3年度	25	16	0	16	6	4	0	4	19	12	7	12	0	0	0	0
令和4年度	53	43	0	38	2	2	0	2	51	41	0	36	0	0	0	0
令和5年度	45	29	0	29	6	6	0	6	39	23	0	23	0	0	0	0
区分 年度	書面提出 件数	通報件数	来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数												
				総数	通報											
令和3年度	0	1	2	0	0											
令和4年度	0	0	0	0	0											
令和5年度	0	0	0	0	0											

(9) 戦傷病者の援護

戦没者遺族相談員 4 名を委嘱し、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の給付及び J R 乗車券の引換証（変更）の交付を行うこととしている。

表 1 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和 3 年度	3	0	0	0
令和 4 年度	3	0	0	0
令和 5 年度	2	0	0	0
館山市	1	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0
南房総市	1	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員を委嘱し相談にあたっている。

表 1 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	館山市	鴨川市	南房総市・ 鋸南町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	2	4
戦傷病者相談員	—	—	—	—

(10) 児童手当事務指導監査

市町の児童手当（こども手当）の事務の円滑かつ的確な実施を確保するため、児童手当指導監査要綱に基づいて監査を実施した。

表1－(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和3年度	令和4年度	令和5年度
館山市	R4年1月実施		R6年1月実施
鴨川市		R5年1月実施	
南房総市		R5年1月実施	
鋸南町	R4年1月実施		R6年1月実施

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターの活動をサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表1－(11)－ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和6年2月9日
場所	三芳農村環境改善センター大会議室
内容	令和5年度中核地域生活支援センター連絡調整会議
構成員・参加者数	民生委員、当事者団体、福祉関係施設、市町社会福祉協議会、市町、関係県機関等、団体代表・職員等 25事業所

表 1 - ( 1 1 ) - イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開催日	偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）
場所	館山市コミュニティセンター（4月、12月）、農村改善センター（6月、10月）、菜の花ホール（8月、2月）
内容	障害者部会（開催6回）
構成員・参加者人数	当事者団体，福祉関係施設，市町社会福祉協議会，市町，関係県機関等 255人

開催日	5月16日、9月19日、1月16日
場所	菜の花ホール（5月、1月）、館山市コミュニティセンター（9月）
内容	子ども部会（開催3回）
構成員・参加者人数	教育機関，市町，医療機関，当事者団体，福祉関係施設 118人

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

社会福祉法人太陽会千葉県中核地域生活支援センター「ひだまり」が千葉県から委託契約を受け実施主体(窓口)となっている。

関係機関で構成する支援調整会議を毎月1回開催し(書面開催1回)、自立相談支援機関が中心となり作成した支援計画に基づき協議、検証を行っている。

表1-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分	支援調整会議(回数)	新規相談受付件数(総数)	プラン作成件数(総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他		
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業	
市町村													
令和3年度	12	4	5	1	-	-	1	1	-	3	3	0	0
令和4年度	12	4	6	0	-	-	3	0	-	2	0	0	0
令和5年度	12	5	3	0	-	-	1	0	-	0	0	0	0
鋸南町	12	5	3	0	-	-	1	0	-	0	0	0	0

区分	(一般就労総数) 就労者数	支援メニューの利用状況									増収者数(総数)	
		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業	その他			
市町村												
令和3年度	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
令和4年度	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※プラン期間中の一般就労を目標にしている

## <生活保護に関すること>

生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

### 1 生活保護

#### (1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、管内の安房郡鋸南町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

#### (2) 管内の保護動向

##### ア 被保護世帯・人員・保護率

令和 5 年 10 月 1 日現在の常住人口は 6,410 人で、被保護世帯数 62 世帯、被保護人員 69 名であり保護率は 10.76 %となっている。

過去 3 年間大きな変動はなく推移しているが、当管内の高齢者世帯の割合は、全県平均を大きく上回っているため、高齢者の保護世帯が増加傾向にある。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (% (パーセント))
3 年度	6,793	63	72	10.59
4 年度	6,546	64	72	10.99
5 年度	6,410	62	69	10.76
伸び率 (5 年度/4 年 度)%	97.92	96.87	95.83	97.90

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値



イ 被保護世帯の類型

被保護世帯を類型別に見ると、高齢者世帯が 40.67 世帯(65.41%)、傷病・障害者世帯が 16.58 世帯(26.66%)、その他の世帯が 3.92 世帯(6.30%)となっている。

また、被保護世帯の 88.76%(55.18 世帯)は単身者世帯であり、特に一人暮らしの高齢者世帯が 62.07%(38.59 世帯)を占めている。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		3 年度	4 年度	5 年度	伸び率% (5 年度/4 年度)	
合 計	世帯 (世帯)	63.14	63.65	62.17		
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	39.66	39.91	38.59	96.69
		割合(%)	62.81	62.70	62.07	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	15.99	14.75	13.67	92.67
		割合(%)	25.32	23.18	21.99	-
	その他	世帯(世帯)	0.08	1.58	2.92	184.81
		割合(%)	0.13	2.48	4.69	-
小 計	世帯(世帯)	55.73	56.24	55.18	98.11	
	割合(%)	88.26	88.36	88.76	-	
2 人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	2.00	2.25	2.08	92.44
		割合(%)	3.17	3.53	3.35	-
	母 子	世帯(世帯)	0	0.08	1.00	1250.00
		割合(%)	0	0.13	1.61	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	2.83	3.33	2.91	87.39
		割合(%)	4.48	5.23	4.68	-
	その他	世帯(世帯)	2.58	1.75	1.00	57.14
		割合(%)	4.09	2.75	1.61	-
	小 計	世帯(世帯)	7.41	7.41	6.99	94.33
		割合(%)	11.74	11.64	11.24	-

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

保護の開始理由については、全て預貯金等の減少による。

廃止理由については、死亡によるものが 10 件、稼働収入の増加によるものが 1 件、その他が 1 件である。

表 1 - (2) - ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
面接・相談件数 (件)	10	23	12
申請件数 (件)	7	19	7
開始件数 (件)	5	15	5
廃止件数 (件)	11	11	12

(3) 実施体制及び訪問活動

実施体制は査察指導員 1 名、現業員 1 名であり、訪問活動状況については月間訪問件数が 21.1 件となっている。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数  (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況						
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数		過 去 一 年 間 の 延 C 人	地区担当員 1人当り の月間訪問 実績	
		標 準 数  人	現 員  人	標 準 数  人	現 員		計 画  件	実 績 A  件	実 績 B  日	A / C  件		B / C  日	
					専 任 面 接 員  人	地 区 担 当 員  人							
3 年 度	67	1	1	1	-	1	253	243	128	12	20.3	10.7	
4 年 度	62	1	1	1	-	1	260	121	65	12	10.1	5.4	
5 年 度	64	1	1	1	-	1	298	254	120	12	21.1	10.0	

(4) 生活保護費の支出状況

令和4年度と比較すると、生活扶助費が1,015,426円、住宅扶助費が1,199,458円、介護扶助費が150,119円、医療扶助費が311,429円、就労自立支援給付金が20,000円、施設事務費が362,620円それぞれ増加している。一方、葬祭扶助が328,282円、委託事務費が253,470円それぞれ減少している。全体では2,477,300円増加となっている。

表1-(4) 令和5年度生活保護費の支出状況

区 分	支出額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	26,811,962	57.78	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	10,286,610	22.16	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	0	0	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	155,399	0.33	介護費・福祉用具費
医療扶助費	1,349,212	2.91	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	383,274	0.83	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	38,986,457	84.01	
就労自立給付金	20,000	0.04	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0	大学等進学準備のための給付金
委託事務費	152,880	0.33	委託事務費
施設事務費	7,248,092	15.62	救護施設事務費
合 計	46,407,429	100.00	

※医療扶助と介護扶助の現物給付分は除く

## 2 中国残留邦人等に対する支援給付

### (1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

### (2) 管内の給付状況

#### ア 被給付世帯数・人員

過去3年間該当なし

#### イ 支援給付開始及び廃止の状況

該当なし

(3) 支援給付金の支出状況

実績なし

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

過去3年間で給付申請はない。

4 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

(1) 支援金制度

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数・人員 1

イ 支給期間 3か月 (R4.4~R4.6)

ウ 支給額 180,000円

表4-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	1	1	0